## Æ

## が7月1日から変わり **福妊産婦医療福祉制度**

関などに支払う医療費を助成 持・増進を図るため、 する制度です。 障害者などの皆さんの健康維 母子(父子)家庭・重度心身 マル福)とは、妊産婦・乳幼児 医療福祉費支給制度(通称 医療機

改正がありました。 が特に必要と認めたもの」等 患・切迫早産・妊娠中に発生 尿病・貧血・産科出血・心疾 支給されてきましたが、7月 に限定し補助を行うとの制度 した治療を要する疾病で医師 対し「妊娠高血圧症候群・糖 対象となる方々の医療費の個 1日から妊産婦医療福祉費に 人負担分が、補てん金として これまで、その制度のもと、

うに「妊産婦支援医療福祉費 支給に関する制度」を独自に る病気やケガに対して、これ まで同様助成が受けられるよ 桜川市は、 疾病対象外とな

設けました。

舎窓口で申請をお願いしま になりますので、 妊産婦@受給者証は、2種類 7月1日から市が交付する 市役所各庁

1. 助等の対象となるもの」 定された疾病名により、 者証 (ピンクの受給者証) 「指 **@妊産婦医療福祉費受給** 県補

にかかわらず、 をお持ちの方は、 2. 妊産婦支援医療福祉費受 また現在、妊産婦匐受給者証 給者証(グリーンの受給者証) 「市が単独の補助をするもの ご使用になれ 制度の改正

## 齢者医療 長寿医療制度 61 7 保険料につ (後期高

今月中旬に発送します。 なお、特別徴収 本年度の保険料の通知は、 (年金天引

知らせします。 き)の方には、

8月上旬にお

ず内容を確認してください。 どの軽減措置が実施されます 扶養者であった方の軽減」な 入する直前に被用者保険の被 額の軽減・長寿医療制度に加 ※「均等割額の軽減・所得割 通知が届きましたら必

## につい 国民健康保険税の改正 7

ら10万円に変わります。 分」の賦課限度額が9万円 本年度から「介護納付金 が

ら8期)及び特別徴収分(10なお、普通徴収分(2期か 月・12月・2月分) 知書は7月17日に発送しま の納税通

アンケートを実施しま 市の将来を担う子供

れます。 えた理由を見てみると「夜更 かしをして食べられない」な 気になる内容が見受けら 割弱の「食べない」と答

のは、 くないのかも今後食育を推進 意はできているけれど食べた ントとなります。 していくうえで、 用意ができていないのか、 分改善できると思われます。 また、食べたいのに朝食の 日常生活に起因しているも ちょっとした工夫で十 大きなポイ

ことです。太始より続いてい る命の営みの原点に返って食 食べること、それは生きる

普及事業)」において、その推進を図っています。 掲げ、朝ご飯の大切さを推奨しています。 れています。中でも「早寝早起き朝ご飯」 日」には、国をあげて食育に関する様々な取り組みが行わ 平成17年に食育基本法が制定され、毎月19日の「食育の 桜川市でも「明日を支える人づくりプロジェクト 事の大切さを改めて考えてみ をスローガンに

ため、 りです。 した。その結果は下図のとお 達の朝食摂取現状を把握する 先日、

用 てください 食べた ■ 食べない 中学生 3.3 96.7 4.0 小学生 96.0 89.5 10.5 幼稚園•保育所園児 3歳児以下 88.9 11.1 県平均 84.9 15.1

40

60

80

100

20

センター、学校教育課■食育普及主管課/南 北学校給食